

(令和5年10月1日以降対象分)

**新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入のための
救急・周産期・小児医療体制確保設備整備事業について(個人防護具)**

令和6年2月15日

地域医療連携課

募集期間

個人防護具: 令和6年2月15日(木)～令和6年2月29日(木)

1 目的

発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症の疑い患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うこと等を目的とする。

2 補助対象事業者及び補助条件

補助対象事業者

発熱のある救急患者を受け入れる救急告示病院・各地区2次輪番産科病院(小児2次輪番病院、精神科救急輪番病院を含む)

※令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関も対象です。

※保険医療機関に限ります。1次救急医療機関(休日夜間応急診療所等)は対象外です。

補助条件

※疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関であること。発熱患者など新型コロナウイルス感染症の疑い患者を受け入れない病院は、補助対象外となります。

※本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるのではなく、他院への転院搬送を行っても構いません。

3 対象となる経費と設備

令和5年10月1日以降に生じた経費であり、令和6年3月31日までに納品・設置が完了するものに限り。(補助率10/10)

※設備整備事業等事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限り。

個人防護具

- (1) 個人防護具(マスク・ゴーグル・ガウン・グローブ・キャップ・フェイスシールド)
(上限額: 1人あたり3,600円)

対象期間: 令和6年1月10日～段階1以上の期間

※県が医療機関に確保病床の確保を依頼している期間(段階1～3)に使用したものに限りです。

※補助対象期間の終了後、県より通知します。

4 補助金の額

基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額を補助します。

5 補助金交付までの流れと申請書類

主体	内容	提出書類	申請期限
① 医療機関	○事前エントリー 本申請に先立ち、個人防護具補助金申請の意向を確認	(申請様式EXCELシートに入力) ・提出時点までの使用実績・納品実績等を「基本情報」から「補助条件確認書(新規)」までのシートに入力 (上記と別に添付が必要な書類) ・納品書等(内訳及び金額が分かるもの) ・金融機関振込先通帳の写し	令和6年2月29日(木) ※厳守 (期限までに事前エントリーしない場合は交付申請できません)
② 医療機関	○本申請 補助対象期間の終了後、交付申請・実績報告書・請求の書類を提出	(申請様式EXCELシートに入力) ・申込時の様式から「①個人防護具使用実績」「②個人防護具積算」のみ再入力 (上記と別に添付が必要な書類) ・納品書等(内訳及び金額がわかるもの)※追加がある場合	補助対象期間終了の通知～ 令和6年4月10日(水)まで
③ 県庁	・交付決定書 ・交付額確定通知 ・補助金の交付		

※交付決定後に①補助事業の内容に著しい変更がある場合、②補助対象経費に30%を超える変更がある場合は、実績報告書提出の前に変更承認申請書(第2号様式)を関係書類とともに県へ提出

し、承認を受ける必要があります。

※また、事業を中止する場合は、中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を提出してください。

※補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)

※補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を県に返還することになります。

6 申請方法

奈良県電子自治体共同運営システム電子サービス(e-古都なら)により申請をお願いします。

7 その他

補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。

また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

8 問い合わせ先

(お問い合わせの前に、Q & Aをご確認ください。)

奈良県地域医療連携課新型コロナ医療対策係 TEL:0742-27-8801

令和6年2月15日作成